

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【公開番号】特開2018-39501(P2018-39501A)

【公開日】平成30年3月15日(2018.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-010

【出願番号】特願2017-172092(P2017-172092)

【国際特許分類】

B 6 2 D 25/04 (2006.01)

【F I】

B 6 2 D 25/04 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月28日(2020.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

自動車ボデー用のBピラーであって、

ヘッド部分(5)、センター部分(6)およびフット部分(7)ならびに内面(8)および外面(4)を備えた板金成形部材(2)を有しており、

前記ヘッド部分(5)は前記内面(8)に、当該Bピラー(1)を自動車ボデーのルーフ領域に結合するための結合領域(9)を有しており、

前記フット部分(7)は、当該Bピラー(1)を前記自動車ボデーのシル領域に結合するように形成されており、

前記センター部分(6)は、前記ヘッド部分(5)と前記フット部分(7)との間に延在していて当該Bピラー(1)の長手方向(X)を規定しており、

前記板金成形部材(2)は少なくとも前記センター部分(6)に、トップハット形断面を有しており、これにより、前記内面(8)の側に車両取付け部品を収容するための中空空間(11)が形成されており、

当該Bピラー(1)はさらに、上側部分(26)、中間部分(21)および下側部分(19)を備えた纖維複合部材(3)を有しており、

前記下側部分(19)は、前記板金成形部材(2)の前記センター部分(6)内で終わっているものにおいて、

前記纖維複合部材(3)は、前記板金成形部材(2)の前記外面(4)に外側から被せ嵌められており、前記板金成形部材(2)の前記ヘッド部分(5)は、前記外面(4)に支持領域(10)を有しており、前記纖維複合部材(3)の前記上側部分(26)は、当接領域(27)を有しており、該当接領域(27)は、前記支持領域(10)の側方を囲るように係合して、該支持領域(10)に当該Bピラー(1)の前記長手方向(X)で支持されていることを特徴とする、自動車ボデー用のBピラー。

【請求項2】

前記支持領域(10)は楔形に形成されており、前記当接領域(27)は、上方に向かって広がるように形成されている、請求項1記載のBピラー。

【請求項3】

前記纖維複合部材(3)は少なくとも前記下側部分(19)において、前記板金成形部材(2)に形状接続的に当接しており、これにより前記纖維複合部材(3)は、前記板金

成形部材(2)に前記長手方向(X)で支持されている、請求項1または2記載のBピラー。

【請求項4】

前記板金成形部材(2)は、熱間変形加工されかつ少なくとも部分的に焼入れされた板金部材である、請求項1から3までのいずれか1項記載のBピラー。

【請求項5】

前記纖維複合部材(3)の外縁(17)は、前記板金成形部材(2)の外縁(18)から間隔をあけられており、前記板金成形部材(2)は、前記纖維複合部材(3)の前記外縁(17)と、前記板金成形部材(2)の前記外縁(18)との間に、ドアシール、車両外皮(38)、ガラス面の少なくとも1つを前記板金成形部材(2)に結合するための、当該Bピラー(1)の単層の接合フランジ(16)を形成している、請求項1から4までのいずれか1項記載のBピラー。

【請求項6】

前記板金成形部材(2)は、互いに向かい合った2つの側壁(23)を有しており、前記纖維複合部材(3)は、前記側壁(23)の外側ショルダ(24)に被せ嵌められている、請求項1から5までのいずれか1項記載のBピラー。

【請求項7】

前記纖維複合部材(3)の長さ(L₃)は、前記板金成形部材(2)の長さ(L₂)の50%～90%である、請求項1から6までのいずれか1項記載のBピラー。

【請求項8】

前記Bピラー(1)の前記纖維複合部材(3)が外側から見えるようになっている、請求項1から7までのいずれか1項記載のBピラー(1)を有する自動車ボデー。